

第5期愛知県障害福祉計画（素案）に対する意見の概要と対応案について

◆第3回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（11月24日開催）における意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
1	第2章 (計画の基本的な考え方)	「2 計画の基本的考え方」の4つ目の項目では、グループホームの整備等を図り、地域生活への移行を推進するとあるが、公営住宅等も退所先の1つとして、もっと活用していくべきではないか。(辻構成員)	本県では、26年度から県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図っており、計画素案にも記載しているところである(33ページ)。 また、一般住宅への入居を希望する人への支援としては、市町村事業である住宅入居支援等事業(居住サポート事業)や愛知県あんしん賃貸支援事業の推進を図っていくことについて、計画素案に記載しているところである(34ページ)。
2	第3章 (現状)	グループホームに関して、より自立度が高いものとして、サテライト型住居があるが、3年の利用を経て地域に出ていく必要があるため、障害のある人の中でも自信のない方はなかなか利用できないと思う。県として、どのように利用を促進していくつもりか。また、身近な地域にないという話も聞いているが、現在どのくらいの数が県内にあるのか。(岡田構成員)	サテライト型住居については、県が開催する事業者への説明会(年2回)などの場を活用して、グループホーム運営事業者等に設置を働きかけるとともに、障害のある人に積極的に活用されるよう、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員及び個別支援計画を作成するサービス管理責任者等に対し、研修等の中で一層働きかけていくこととしたい。 なお、県内におけるサテライト型住居の数は、平成29年11月現在で31住居(うち14住居が名古屋市内)。
3	第4章 (地域移行)	「1 福祉施設入所者の地域生活への移行」の「目標達成のために必要と考えられる施策の方向性」において、施設に入所している人が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動を行うことや、現在施設に入所している人及びその家族が地域での生活を具体的にイメージできる機会の提供、実際に地域で生活している障害当事者の方などと連携した地域生活への移行の推進方策について検討することが記載されているが、具体的にどのような事業を検討しているのか。(辻構成員)	施策の方針については記載のとおりだが、具体的な事業内容については未定のため、今後、県障害者自立支援協議会の地域生活移行推進部会等の意見も聴きながら検討を進め、計画策定時点で記載できることがあれば、可能な限り記載していくこととしたい(32ページ)。

番号	章番号	意見の概要	対応案
4	第4章 (地域移行)	<p>今回示された地域生活移行者数の目標値は、国の基本指針に即した目標値より現実的で良いと思うが、地域生活の体験や短期入所のロング利用、実際に地域で生活されている方の話を聞く機会の提供などの施策を充実しながら、引き続き入所者の意思決定支援をしっかりと行い、入所者の本当の気持ちを誰かに伝えることができる環境をしっかりと整えてほしい。(岡田構成員)</p> <p><関連></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での生活を具体的にイメージできないがゆえに、今回のニーズ調査では、地域での生活を希望されなかった方もいると思う。地域生活移行を進めるためには、入所者にしっかりと情報提供を行った上で、意向を確認していくという丁寧なプロセスが必要。(永田構成員) 177人は必ず達成すべき目標である。(川崎構成員、永田構成員) 入所施設の施設長への働きかけも必要。(川崎構成員) 	<p>入所者及びその家族が地域生活を具体的にイメージできる機会の提供や、実際に地域で生活されている方と連携した地域生活移行の推進方策の検討、入所施設における地域生活移行の推進に関する意識の醸成については、計画素案に記載しているところである(32～34ページ)。御意見については、県障害者自立支援協議会の地域生活移行推進部会等に伝え、引き続き具体的な方策を検討するとともに、計画の推進に当たって、特に留意していくこととしたい。</p>
5	第4章 (精神)	<p>「2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、「本県における精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備のイメージ図」については、第4期計画と比べ、本気度が伝わってきて良いと思う。一方で、実際に精神障害のある人の退院を促進していく上では、入院患者の意思をうまく引き出すアドボケーターのような力量を持つ専門家(相談支援員)の確保と、ピアサポーターの活用が必要であると考え。ぜひ、この2点について記述として盛り込んでいただきたい。(徳田構成員)</p>	<p>第4章2(4)本計画期間の取組の「○地域生活への移行に向けた支援」の欄に、ピアサポーターの育成・活用及び自ら意思を決定することに困難を抱える障害者の意思決定を支援する人材の育成に関する記述を加筆します。</p>

番号	章番号	意見の概要	対応案
6	第4章 (就労)	<p>「4 福祉施設から一般就労への移行等」において、第4期計画における年間一般就労移行者948人の障害種別について、発達障害が98人とある。この発達障害は、知的遅れがない方だと推測されるが、少し数が少ないように感じるが、出典元について教えていただきたい。(岡田構成員)</p> <p><関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ちがうところから数字を持ってきている部分については、出典を明記していただけると分かりやすく良いと思う。(永田構成員) 	<p>当該実績については、今年度、県が福祉施設(就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・生活介護・自立訓練(機能・生活)事業所)に対して実施した「福祉施設からの一般就労への移行状況等調査」において把握したもので、その障害種別については事業者の判断で回答を求めたものである(48ページ)。</p> <p>また、御意見を踏まえ、各資料について、出典を記載することとしたい。</p>
7	第5章 (サービス見込)	<p>グループホームの整備を進めていくのは大事であると思うが、事業者にとっては、整備費の助成が一番のポイントになると思う。県として、今後もしっかりと行っていただけるのか。(牧野構成員)</p> <p><関連></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害の重い方が多いグループホームでは、今年度末までにスプリンクラーを整備する必要がある。スプリンクラーの整備ができないがために運営を停止せざるを得なくなったグループホームはあるのか。(川崎構成員) 	<p>障害者施設設置費補助金については、国が示す国庫補助協議方針に基づき、早急に整備が必要かつ優先度の高い整備事業について予算計上しており、グループホームについて優先的に補助を行っているところである。</p> <p>なお、スプリンクラーの整備については、今までに整備費の補助申請があった、要件を満たすものについては、全て補助を行っており、スプリンクラーの整備ができないがために運営を停止したグループホームについては承知していない。</p>
8	第6章 (人材確保)	<p>人材の確保に関してだが、在宅支援の要となるヘルパーについて、なかなか希望者(人材)が集まらないという状況がある。このため、研修実施事業者の中には養成研修を続けられなくなったところもあるという話を聞いている。人材の不足がある中、この分野に興味がない人に対しても、こちらから魅力を発信し、人材を確保していく必要があり、県として、こういった魅力発信のための広告費等に対して助成などは行えないか。(辻構成員)</p>	<p>御意見を踏まえ、障害のある人や高齢者など、社会的に配慮を要する人への思いやりの心を育て、あるいは福祉の場で介護に携わる人の仕事ぶりや魅力の発信に努めることについて記載することとしたい(134ページ)。</p>

番号	章番号	意見の概要	対応案
9	第7章 (地域生活支援事業)	市町村の地域生活支援事業の「日常生活用具の給付」に関して、自治体ごとの格差が大きい。どこに住んでいても差がないようにしていただきたい。(古家構成員)	地域生活支援事業の市町村間格差については、従前から問題視されているため、本県では、各事業の実施方法や単価についての標準的なモデル等を示すよう国に要望しているところであり、あわせて、県内各市町村の地域生活支援事業の実施事業一覧を作成し、各市町村に送付している。
10	第7章 (地域生活支援事業)	3(1)に手話通訳者の養成研修等の記載があるが、視覚障害のある人に対する誘導や接し方に関する研修を開催することはできないか。(古家構成員)	本県では、県の地域生活支援事業で、視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修を実施しており、移動支援従事者養成研修を行う指導者の増員及び質の向上を図っており、引き続き、実施していくこととしたい。
11	第7章 (地域生活支援事業)	<p>4(7)カ「スポーツ振興事業」について、パラリンピック競技種目を中心に愛知県ゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指導を行うとあるが、聴覚障害のある人はパラリンピックには出場できない。デフリンピックという大会に出場することになる。次回は4年後の開催となるが、ぜひデフリンピックを見据えた支援をお願いしたい。</p> <p><関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パラリンピックとデフリンピックの違いを分からない方も多いと思う。啓発の意味でも、計画に載せたらどうか。(加賀構成員、永田構成員) ・ その際には、ぜひスペシャルオリンピックスの記載もお願いしたい。(岡田構成員) 	御意見を踏まえ、パラリンピックやデフリンピック、スペシャルオリンピックス等の国際規模のスポーツ大会等について計画上で紹介するとともに、本県ゆかりの障害のある人が参加する全国規模のスポーツ大会や世界規模のスポーツ大会の周知に努めること、さらには、世界規模のスポーツ大会の入賞者等に対して、愛知県障害者スポーツ顕彰を授与していくことについて記載することとしたい(146～147ページ)。

番号	章番号	意見の概要	対応案
1 2	第 8 章 (意思決定支援)	「2 意思決定支援の促進」に関して、意思決定支援を行うに当たっては、まずは、障害のある人にいかに分かりやすく伝えるかがポイントになる。本人にしっかり分かっていた上で、意思決定支援を行うことが大事なので、図表の中に「意思決定支援の流れ」があるが、そこに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段、発達障害でいえば絵図や実物の提示などがあるが、そうしたものを活用し、障害のある人にしっかりと伝える必要がある旨の記載が必要ではないか。これは、手話言語・障害者コミュニケーション条例につながるものでもある。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要の図表の中に、本人が自分で決定できるよう支援することに当たっては、本人が理解できるよう、障害の特性に応じた情報提供が必要なことについて記載することとしたい(151ページ)。
1 3	その他	強度行動障害のある人の行き場がないという状況がある。強度行動障害のある人に対する支援について、しっかりと記載できないか。(川崎構成員)	強度行動障害は、障害特性に環境がうまく合っていないことが、人や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障害を強くするものとされており、個別支援の中で、その方に合った支援を通じて行動障害が落ち着く場合もあることから、県では、研修を通じて、支援に当たる人材の養成を行うことについて、計画素案に記載しているところである(135ページ)。また、御意見を踏まえ、そうした人材の養成を通じて、サービスの提供体制の整備を図ることについて、計画に記載することとしたい(66ページ)。 これにあわせて、県では、圏域ごとに配置しているアドバイザーと連携し、強度行動障害のある人への支援など地域単独では対応困難な事例に対する助言を行い、強度行動障害のある人が地域で安心して生活できるシステムづくりを支援していくことについて計画に記載することとしたい(90ページ)。
1 4	その他	一般相談に関して、相談に出向ける方は良いが、障害により外に出られない方も多くいる。そういった方の発掘をいかに行うかというのは重要である。(古家構成員)	基本的な相談支援事業は一元的に市町村で実施されているため、県としては、御意見の視点も踏まえながら、圏域ごとに設置した相談支援に関するアドバイザー等を活用し、引き続き市町村の相談支援体制の充実を図っていくこととしたい(89～90ページ)。

◆第3回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ前後に書面等で提出いただいた意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
15	第5章 (サービス見込)	1(5)ケに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとあるが、「医療的ケア児等」としてはどうか。厚生労働省のコーディネーター等養成研修の手引きでは「等」が加えられており、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者も支援の対象となっており、成人の医療的ケアが必要な方も含まれているため。(野田委員)	御意見を踏まえ、「医療的ケア児等を支援するコーディネーター」と修正することとしたい(100ページ)。
16	第6章 (人材養成)	「○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの育成」という項を加えるべきではないか。(野田委員)	御意見を踏まえ、「○医療的ケア児等を支援するコーディネーターの育成」という項を加え、養成研修の実施を通じた人材の育成を図っていくことについて記載することとしたい(135ページ)。

◆第3回愛知県障害者施策審議会専門部会（11月28日開催）における意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
17	第8章 (手話言語)	「障害のある人本人」という記載がいくつかあるが、「障害のある人」で本人を指しているの、「本人」という記載は不要ではないか。(黒田構成員)	御意見を踏まえ、修正することしたい(158～159ページ)。
18	第8章 (手話言語)	「○ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び獲得について」だが、コミュニケーション手段の選択及び獲得というのも大事であるが、手話という言語の獲得についても、記載していただきたい。(安田構成員)	御意見を踏まえ、項目を「○ 手話言語の獲得及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択について」とし、手話という言語の獲得について、あわせて記載することとしたい(159ページ)。
19	第8章 (手話言語)	「○ 啓発及び学習の機会の確保」のところ、手話の利用を必要とする幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、手話言語の普及のための機会を提供とあるが、対象を、「手話の利用を必要とする幼児児童生徒等」に限定する必要はないのではないかと。広く、幼児児童生徒等に普及していただきたい。(水野構成員)	手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき記載しているものであるため、今後県教育委員会と連携しながら、記載方法も含めて検討していくこととしたい(159ページ)。
20	第8章 (手話言語)	障害のある人の中でも、中途失聴の方は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段について、自分が利用するという事を思い至らない場合がある。なので、ニーズを持っているはいるが、外には出せない障害のある人に対する啓発についても、要素としてどこかに盛り込んだらどうか。(亀井構成員)	中途失聴の方を含め、障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び獲得できるよう、「○ 手話言語並びに障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び獲得について」の項目で、障害のある人及びその家族等に対して、広く適切な情報提供に努めることについて記載することとしたい(159ページ)。
21	第8章 (手話言語)	条例の概要の「県の責務」に、市町村と連携した施策の推進とあるが、地元の市町村では条例自体の普及が進んでいない状況がある。差別解消の方は、法律もできたため、市町村でも意識があるが、手話言語・障害者コミュニケーションは愛知県条例のため、市町村への浸透が進んでいない。より強力で普及を図っていただきたい。(亀井構成員、黒田構成員、水野構成員)	御意見を踏まえ、市町村障害福祉主管課長会議など、あらゆる機会を活用して、市町村に連携を働きかけていくこととしたい。